

就労移行支援

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 <input type="checkbox"/> 職業指導員 事業所ごとに、1以上。 <input type="checkbox"/> 生活支援員 事業所ごとに、1以上。 <input type="checkbox"/> 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> 就労支援員 常勤換算方法で、前年の利用者の数を15で除した数以上。 <input type="checkbox"/> 就労支援員のうち、1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 <hr/> <p>※ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所)の従業者の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の総数 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 <input type="checkbox"/> 職業指導員 事業所ごとに、1以上。 <input type="checkbox"/> 生活支援員 事業所ごとに、1以上。 <input type="checkbox"/> 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
<p>② サービス管理責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の数が60人以下 1人以上 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。 <input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)
<p>③ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、就労移行事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行事業所の他の職務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
<p>④ 従たる事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 就労移行事業者は、就労移行支援事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営する事業所(従たる事業所)を設置することができる。 <input type="checkbox"/> 従たる事業所の利用定員は6人以上とする。 <input type="checkbox"/> 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<input type="checkbox"/> 利用定員 20人以上
② 設備及び備品	<p>(構造設備)</p> <input type="checkbox"/> 就労移行支援事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 <p>(設備の基準)</p> <input type="checkbox"/> 就労移行支援事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労移行支援事業所の効果的な運営を期待できる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 <p><input type="checkbox"/> 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/> 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 多目的室その他の運営上必要な設備</p> <p><input type="checkbox"/> 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。</p> <p><input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該就労移行支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p> <hr/> <p>※ 認定就労移行支援事業所の設備</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の設備の基準にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること。</p>